

退去のお手続きについて

① 解約予告及び退去届のご提出(※ご契約書内容に従います。)

退去予定が決まりましたら、住居は1ヶ月以上前、事務所等は3ヶ月以上前等までに、右記退去届欄に必要事項をご記入・ご捺印頂き、管理会社(有限会社セントラル不動産)までご提出下さい。(書面をもって退去の受付を致しますので、早急にご提出下さい。)
急な転勤等により、退去をやむ負えなくなった場合にも、契約書等通りの解約予告になりますので、お早めにお申し出下さい。

※解約予告のお申し出日より翌月家賃の金額が下記の通りになりますので、退去予定が決まりましたら、お早めにお申し出下さい。

(1日～15日迄、翌月家賃等の半月分、16日～月末迄、翌月家賃等1ヵ月分)※例外有
※早期解約違約金等が発生する場合がございますので、お手元の契約書をご確認下さい。

② 公共料金等の精算・郵便物の転送手続・各種登録住所変更

電気、ガス、水道料金の精算をお願いします。(退去の4～5日前までに連絡)
各電力会社、各ガス会社、水道局等及び管理組合などの支払先にご連絡下さい。

退去鍵受領時に、窓口にて精算手続がお済み確認させていただきます。

郵便物のお引越し先への転送手続も併せてお願い致します。

本物件住所にて登録されております各種登録の住所変更も併せてお願い致します。

(※郵便にて配達されないものは、転送されませんのでご注意下さい。)

③ 鍵等の返却

ご契約時にお渡しした鍵を退去される日(又は翌日)までに必ず、弊社へご返却下さい。

(※スペア鍵作成されている方は、そちらの鍵もお渡し下さい。)

また、ご契約時「建物・設備取扱説明書・備品等」をお渡ししている方は、

鍵とともにご返却をお願い致します。お部屋に残されずに、弊社へお持ち下さい。

④ 敷金の精算

家財の搬出、鍵等の返却が確認次第、退去後のお部屋を見させていただきます。原状回復見積、公共料金の精算、家賃の支払い状況等の確認がとれ出次第、敷金精算書類の作成を行いますので、40日程かかる場合がございますのでご了承下さい。

退 去 届			
物 件 名 / 号 室			
住 所	〒 -		
契 約 者 名		入居者名	
入 居 年 月 日	年 (年) 月 日		
退 去 年 月 日	令和 年 (20 年) 月 日		
退 去 理 由			
退去までの連絡先	〒 - ・ 物件住所と同じ		
	(住 所)		
	(TEL)		
退去後の移転先 及び連絡先	〒 -		
	(住 所)		
	(TEL)		
敷金返戻の口座名	銀 行 名		支 店 名
※賃借人名義口座	預 金 種	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号
<small>(※敷金の戻りがある場合のみ)</small>	預金名義人名		
家 賃 入 金	年 月分 まで入金済		

有限会社セントラル不動産 御中

上記のとおり退去確定致しましたので、ご報告致します。

年 月 日

住所

氏名

印